

令和8年度 南城市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件

1. 南城市公私連携幼保連携型認定こども園運営の基本

(1) 法令等の遵守

公私連携法人は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という。)等の関係法令を遵守するとともに、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下「要領」という。)に基づき、教育及び保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。

(2) 再委託の禁止

公私連携法人は、教育及び保育に係る主要な部分について、第三者に委託してはならない。

(3) 円滑な移行準備

公私連携法人候補者(以下「候補者」という。)は、公私連携認定こども園を支障なく開園するため、本市及び現在の運営事業者と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

2. 用地及び園舎等について

(1) 園舎及び用地等の貸付について

①園舎については、無償とする。

②用地については、下記のとおり賃借料を設定する。

- ・運営1年目と2年目は、全額免除とする。
- ・運営3年目は、前年度の事業活動支出計に1%を乗じた額とする。
- ・運営4年目以降は、前年度の園経営状況を確認し、前年度事業活動支出計に1%から3%を乗じた額とする(上限あり)。

3. 公私連携認定こども園の定員等について

定員は以下のとおり年齢区分等で設定し、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)第19条第1項第1号(以下「1号認定」という。)及び第2号(以下「2号認定」という。)の児童を受入れること。定員については、毎年度本市と協議を行い設定する。1号認定について、原則入園希望のある児童は利用定員の範囲内で、すべて受入れること。

区 分	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	合計
学級数	1	2	4	7
利用定員数(1号認定)	5人	9人	11人	25人
利用認定数(2号認定)	15人	35人	110人	160人
			合計	185人

4. 教育・保育時間等

(1) 教育時間（1号認定及び2号認定）

標準教育時間は、給食時間を含め4時間以上とし、午前8時15分から午後2時を基本に、本市が設定する時間とする。

(2) 保育時間（2号認定）

保育時間は、以下の①・②を目処に本市が設定する。

①標準時間 午前7時15分～午後6時15分（標準教育時間を含む11時間）

②短時間 ①の利用時間の範囲内（標準教育時間を含む8時間）

③延長保育 ①・②の保育時間終了後1時間

(3) 閉園日

①日曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③12月29日～翌年1月3日まで（1月1日は国民の祝日である。）

④沖縄県慰霊の日を定める条例に定める日

⑤公私連携法人が特に必要と認める場合は、本市と事前に協議を行い、閉園日を設けることができる。

5. 必要な人員等

(1) 園長及び保育教諭等

法令等に定めるとおり

※公私連携園は、質の高い教育・保育実施のため、原則2人担任制とします。

(2) 小学校、教育・保育施設及び行政との連携推進リーダー

小学校、地域の教育・保育施設及び行政との円滑な連携を図るため、公私連携法人がその結節点としての役割を果たすために、「連携推進リーダー」を配置すること。

6. 教育内容の継続と拡充

(1) 教育及び保育の内容

①要領を遵守すること。

②公私連携法人は、本市が指定する職員の指導及び助言を受け、教育及び保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。

③保護者会等の組織及び活動等は、保護者と公私連携法人にて協議を行うこと。

(2) 小学校教育との接続

公私連携法人は、地域の小学校や保育所等と円滑な連携及び接続を図るため、次に掲げる事項を実施すること。

①玉城地域の各小学校との円滑な接続を図るため、各小学校との共同で定例的に会議を実施すること。

②保幼小連携事業を踏まえた年間行事計画の作成。

③小学校との接続及び連携に関する各カリキュラムの作成。

(3) 食育

要領及び国の通知等に基づく年間計画を作成したうえで、食育を推進すること。

(4) 特別支援教育

特別な支援を必要とする子どもを積極的に受入れることとし、要領に基づく教育・保育を実施すること。

(5) 教育・保育における創意工夫

- ①公私連携法人は要領に基づき、教育・保育を一体的に提供するため、園児や地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かすこと。その際、生活や発達を見通して、園児一人一人にとって無理なく自然な流れで構成すること。その内容について、本市が必要と認める時には、その目的や費用負担の内容を付した書面により本市の承認を得ること。
- ②保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事や行為は行わないこと。ただし、社会通念上一般的な行事までを制限するものではない。

(6) 職員研修

職員の資質向上を図るため、必要な研修（園内研修及び公開保育等）を積極的に実施し、充実を図ること。また、本市が実施する研修等に参加すること。

(7) 指導要録等

幼保連携型認定こども園園児指導要録（以下「要録」という。）を適切に作成・保存すること。また、認定こども園法施行規則第30条第2項により、小学校等の進学先に要録の抄本又は写しを送付すること。

(8) 情報の提供と関係機関との連携

- ①教育・保育の実践状況については、保護者会や地域に対し、その内容等を積極的に提供すること。
- ②本市の教育、福祉部門などの行政組織や、その他の関係機関との連携・協力を努めること。

7. 子育ての支援

次の事業を実施すること。

(1) 子育て支援事業（認定こども園法第2条第12項）

(2) 地域子ども・子育て支援事業（支援法第59条）のうち、一時預かり事業、延長保育事業

(3) その他本市が定める事業

8. 給食

(1) 給食の提供

給食の提供にあたっては、食の安全、衛生管理、栄養管理及び法令等を遵守し、保護者に対して食材等に関する情報提供を適宜行うものとする。

- ① 1号認定及び2号認定ともに、必要な栄養量を含有する給食を安全・安心に提供すること。
- ② 開園後は外部搬入によるものとする。
- ③ おやつは季節感のあるものを、適時・適温にて提供すること。
- ④ 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー除去食や代替食を提供すること。ただし、その対応が困難である場合は、保護者及び本市と協議を行うものとする。
- ⑤ 給食に異物が混入しないように細心の注意を払い、目視点検をしっかりと行うこと。万が一、異物や細菌等の混入が判明した場合は、原因を明らかにし、速やかに再発防止策を市長へ報告すること。

9. 運営経費・修繕費等

運営経費は、利用者負担額、施設型給付費を基本とする。

(1) 利用者負担額等

利用者負担額は、下記の費用とし、公私連携法人が徴収する。

- ① 子育て支援に係る費用
本市との協議うえ、決定する。
- ② 給食費
本市と協議のうえ、決定する。
- ③ その他(行事費、教育の質向上のための費用)
本市との協議又は保護者の同意を得たうえ、決定する。

(2) 施設型給付費

- ① 支援法第11条に基づき、本市が算出し、施設型給付費として公私連携法人に支出する。
- ② 人員の配置及び実施状況等に応じて加算額を加えた額とする。

(3) 施設の修繕、光熱水費等

- ① 施設設備等の修繕は、公私連携法人の負担とする。ただし建物の躯体等にかかる大規模な修繕については、本市と協議することとする。
- ② 光熱水費は、公私連携法人の負担とする。

(4) 設備等の整備

公私連携認定こども園の設備等の整備については、公私連携法人負担において整備すること。

例：看板、電気・水道の費用算出に係る設備、消防設備、その他必要な設備等

(5) 点検の実施

公私連携法人は、建築基準法（昭和25年法律201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等への適合に関する調査・検査・報告及び設備等の整備が必要な場合は、公私連携法人の負担において実施することとし、整備後の財産は市に帰属するものとする。

10. 準備職員の配置

(1) 準備職員の配置

公私連携法人候補者は、教育・保育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和8年12月末までには、準備職員として3人以上（幼稚園教員免許状及び保育士資格を保持する者。）の職員を移行認定こども園への配置を定めるものとする。

また、移行に伴い、市が指定する研修に参加するものとする。

(2) 準備期間

準備職員は、移行認定こども園の運営に参画し、引継ぎを受けるものとする。その期間は令和9年1月から3月までの3か月を基本とする。

(3) 経費

準備職員にかかる経費は、候補者の負担とする。

11. 業務報告・評価等

(1) 業務報告

公私連携法人は管理業務に関して、以下の事項を市長に報告しなければならない。

①教育及び保育計画書

教育及び保育に関する全体的な計画及び管理業務に関する事項を記載した「教育・保育計画書」を作成し、各実施年度の前年度3月末までに提出するものとする。

②実績報告

会計年度終了後3か月以内に、業務報告書、実績報告及び本業務に要した経費等の収支決算書を提出するものとする。

③アンケート実施

保護者及び関係者の意見や要望、満足度を把握するためのアンケート調査を年に1回以上実施し、結果を提出するものとする。

④苦情・要望

苦情や要望については必要に応じ、速やかに提出するものとする。

(2) 帳票等の保管

公私連携法人は、管理業務等の処理にかかる経理内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後5年間これを保存すること。

(3) 報告・調査及び指導

市長は、公私連携認定こども園の管理・運営の適正を期するため、公私連携法人に対して、その管理業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。

(4) 第三者評価の実施

公私連携法人は、協定有効期間内の3年目を目途に第三者評価を受審し、その結果をホームページ等で公表するものとする。

1 2. 業務の実施に係る保険及び損害の賠償等

(1) 保険等

公私連携法人は、公私連携認定こども園管理運営業務の実施にあたり、公私連携法人の負担において必要な保険等に加入するものとする。

(2) 損害の賠償

①公私連携認定こども園業務の実施にあたり、公私連携法人に生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携法人の負担とする。

②公私連携認定こども園業務の実施にあたり、公私連携法人が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携法人の負担においてその賠償をするものとする。

(3) 災害・事故への対策

公私連携法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、総合的な災害・事故への対策を実施すること。

1 3. 公私連携認定こども園の名称

公私連携認定こども園の名称は、「玉城こども園」とすること。

1 4. 保護者及び地域との連携について

(1) 保護者との連携

公私連携法人は、保護者との協力関係を築くため、公私連携法人、本市及び保護者で構成する三者協議会を設置することとし、各年度内において1回は開催しなければならない。ただし、いずれか一方の申し出があった場合は、その都度開催するものとする。

(2) 地域との連携

公私連携法人は、積極的に地域が参画できる行事を実施し、教育・保育に生かすこと。

1 5. 地域型保育事業との連携について

公私連携法人は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及びその他関係法令等に基づき、市内地域型保育事業（以下「事業所」という。）の連携施設としての役割を担うこと。この場合において、公私連携法人は、事業所と連携施設としての契約を締結した際には、その写しを本市へ提出しなければならない。

16. 指定の取り消しについて

- (1) 市長は、公私連携法人が正当な理由なく協定に従って教育・保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育・保育等を行うことを勧告することができる。

- (2) 市長は、前項の規定による勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。